第７号様式（附則第７条関係）

（表）

（略）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する
法律附則第17条第１項の規定により適用する
航空法第134条第３項の立入検査員証

（略）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋

附　則

（特定地方管理空港に係る航空法の特例）

第17条　特定地方管理空港運営者が特定地方管理空港の運営等を行う場合における航空法の規定の適用については、同法第47条第１項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号）附則第16条第２項第３号に規定する特定地方管理空港運営者（以下「特定地方管理空港運営者」という。）」と、「当該施設」とあるのは「、空港及び同法第２条第５項第２号に規定する空港航空保安施設のうち、当該特定地方管理空港運営者が行う特定地方管理空港の運営等（同項第１号に規定する運営等をいう。）に係るもの」と、同条第３項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第47条の２第１項及び第３項並びに第47条の３第１項中「空港の設置者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、同法第47条の２第２項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「特定地方管理空港運営者が遵守すべき」と、同法第48条ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは特定地方管理空港運営者が管理するために必要な措置を講ずべきこと」と、同法第131条の２の５第１項及び第２項中「空港等の設置者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、同条第１項中「当該空港等」とあるのは「当該空港」と、同法第134条第１項第４号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は特定地方管理空港運営者」とする。

（裏）

航空法抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第134条　国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業、危害行為の防止、無人航空機の飛行若しくは設計、製造、整備若しくは改造又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

⑴～⑻　（略）

⑼　航空旅客取扱施設の管理者

⑽　第131条の２の２第２項第６号の国土交通省令で定める者

第７号様式（附則第７条関係）

（表）

（略）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する
法律附則第15条第１項の規定により適用する
航空法第134条第３項の立入検査員証

（略）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋

附　則

（特定地方管理空港に係る航空法の特例）

第15条　特定地方管理空港運営者が特定地方管理空港の運営等を行う場合における航空法の規定の適用については、同法第47条第１項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号）附則第14条第２項第３号に規定する特定地方管理空港運営者（以下「特定地方管理空港運営者」という。）」と、「当該施設」とあるのは「、空港及び同法第２条第５項第２号に規定する空港航空保安施設のうち、当該特定地方管理空港運営者が行う特定地方管理空港の運営等（同項第１号に規定する運営等をいう。）に係るもの」と、同条第３項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第47条の２第１項及び第３項並びに第47条の３第１項中「空港の設置者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、同法第47条の２第２項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「特定地方管理空港運営者が遵守すべき」と、同法第48条ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは特定地方管理空港運営者が管理するために必要な措置を講ずべきこと」と、同法第134条第１項第４号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は特定地方管理空港運営者」とする。

（裏）

航空法抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第134条　国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業、無人航空機の飛行若しくは設計、製造、整備若しくは改造又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

⑴～⑻　（略）

（新設）

（新設）